

掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年掛川市規則第30号）
の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（様式の特例）

第18条 電子情報処理組織を使用する方法による申請等及び処分通知等の様式は、当該申請等及び
処分通知等に係る条例等の規定にかかわらず、当該条例等に規定する様式とみなす。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。